

島根地方最低賃金審議会
島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
第3回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年10月24日（金）午前9時30分～午前0時34分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席2名 定数3名
使用者代表委員 出席2名 定数3名
- 4 主要議題 ○金額審議

【部会長】 ただいまから、令和7年度島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
第3回会議を開会します。

それでは、本日の結審に向けて審議していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第を1枚お配りしております。以上です。

【部会長】 事務局から委員の出席状況と公開状況について、報告してください。

【係 長】 本日は、労働者側吉賀委員、使用者側林委員から欠席の連絡をいただきておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示いたしましたが、傍聴の申込みはありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としておりま

す。

9月22日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

それでは、会議次第2の金額審議に入ります。

前回、9月29日の会議では、労働者側委員からは108円の引上げ額で1,136円の提示がありました。一方使用者側委員からは引上げ額29円で1,057円の提示がありました。

労使それぞれご検討いただいた上で部会に臨んでおられると思いますので、引き続き労使双方からご意見をいただき、できれば本日の結審に向けて金額審議を深めたいと思います。

よろしくお願ひします。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向かって何かご発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

【部会長】 では、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことといたします。

それでは、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】 会議を再開します。

本日段階では、労働者側 71 円、使用者側 29 円の提示があり、なお 42 円の開きがあります。次回会議で更に詰めたいということで、本日はここまでにします。

会議次第の 3 その他ですが、委員の皆様、何かございますでしょうか。

【森脇委員】 よろしいですか。

次回が第 4 回目ということなんで、使用者側の方もこれである程度終息の方向に向かいたいと、いうふうに考えております。次回の方で解決というか妥結をしたいというふうには考えております。以上です。

【黒目委員】 労側も同じく、次回の方では結審をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【部会長】 事務局からは何かありますか。

【係 長】 ありません。

【部会長】 それでは次回の第 4 回専門部会の日程ですが、10 月 29 日水曜日、午後 1 時の開会の予定としております。

次回は結審に向けて審議をしていくことになりますが、全会一致で結審できますよう、労側・使側ともにご準備とご努力をお願いします。

次回専門部会は、今回と同様公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第 5 条第 1 項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第 6 条 2 項により非公開、同条第 3 項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。